

2022-1-13 第1回美容師の養成のあり方に関する検討会

○溝口課長補佐 定刻より少し早めですが、皆さんそろいましたので、ただ今より、第1回「美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本検討会はオンライン併用ですので、一部の構成員はオンラインでの参加となっております。

本日の会議は公開となっておりますが、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に、音声のみの傍聴を行っております。

また、傍聴される方につきましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

また、本検討会は頭撮り可となっておりますが、撮影は冒頭の議事に入るまでとさせていただきます。ちなみに、今回申し込みはありませんでした。

また、ペーパーレス化の取組の一環としまして、資料は原則タブレットにあります。第1回目ということもあり、紙でも御用意させていただきますので、使いやすい方をお使いいただければと思います。

また、タブレットに関し操作等で御不明点がございましたら、事務局までお申し付けください。

また、今回は音声傍聴ですので、ご発言の際はお名前を名乗っていただいてから発言いただきたいこと、2点目、発言時はマイクを使用していただき、発言されない場合はマイクを切っていただきたいこと、につきまして、徹底いただきますようお願いいたします。

会議に先立ちまして、大臣官房生活衛生・食品安全審議官の武井より御挨拶申し上げます。

○武井審議官 御紹介いただきました武井でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しいところを本日御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の美容師の養成のあり方に関する検討会でございますけれども、構成員の皆様方におかれましては、平素より、美容業ですとか美容師制度の発展をはじめといたしまして、生活衛生行政の推進に御理解・御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、御所属の機関や団体におかれまして、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守ですとか、日常における感染予防対策の実施などに多大な御尽力と御協力を賜りまして、この場を借りまして御礼申し上げます。

さて、美容師制度につきましては、直近で平成29年度に改正されておりますけれども、その折も、準備と新制度の定着のために、多くの関係者に御尽力を賜ったと伺っております。ありがとうございます。

今回の見直しは、規制改革推進会議等での議論も踏まえまして、本制度をより実践的かつ現場のニーズに合ったものとして、美容師の資質向上ですとか美容師制度の維持発展を目指して取り組む、そういった内容になってございます。

構成員の皆様には豊富な御経験と専門的な見地から、美容師の養成のあり方や検討課題につきまして、忌憚のない御意見・御議論をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○溝口課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、本日は初めての検討会となりますので、構成員の皆様方を紹介させていただきます。

まずは、会場より先に失礼いたします。

一般社団法人日本美容サロン協議会副理事長/株式会社エアーエンターテインメント代表取締役社長の岩田卓郎構成員です。

公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長の遠藤弘良構成員です。

公益社団法人日本理容美容教育センター理事長の谷本穎昭構成員です。

専修学校徳島県美容学校理事長の原恒子構成員です。

江戸川大学副学長の宮崎孝治構成員です。

なお、宮崎先生には本検討会の座長をお願いしております。

全日本美容業生活衛生同業組合会理事長の吉井真人構成員です。

今回、オンラインでの参加で、株式会社ViVidy（ヴィヴィディ）代表取締役・中小企業診断士の津田まどか構成員です。

また、公益社団法人東京都眼科医会会長・眼科医の福下公子構成員にも本検討会に参加いただいております。福下先生につきましては、14時頃、オンラインでの出席予定となっております。

続きまして、厚生労働省の事務局を紹介させていただきます。

武井大臣官房生活衛生・食品安全審議官です。

成松医薬・生活衛生局生活衛生課長です。

上坪医薬・生活衛生局生活衛生課企画官です。

最後に、同じく生活衛生局生活衛生課長補佐の溝口です。よろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、武井審議官につきましては、この後、業務の都合がございますので、これにて退席とさせていただきます。

（武井審議官 退席）

○溝口課長補佐 それでは、この後の進行につきましては宮崎座長にお願いしたいと思います。

○宮崎座長 改めまして、こんにちは。このたび、本検討会の座長を仰せつかった宮崎です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に入っていきたいと思います。初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

座席表

資料1 美容師の養成のあり方に関する検討会開催要綱

資料2 美容師制度の概要

資料3 第18回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループの概要

資料4 美容師制度の変遷や経過措置期間等について

資料5 美容師の養成に係る主な検討課題

資料6 第一線で働く美容師や養成施設の意見の反映について

資料7 今後のスケジュール（案）について

参考資料としまして、参考資料1、美容師法関係の参照条文、参考資料2、投資等ワーキング・グループの、全美連と日本美容サロン協会の提供資料、参考資料4、美容師養成のあり方に関する意識調査票。

また、机上配布としまして、「美容師の養成のあり方に関する検討会」、一般社団法人日本美容師サロン協議会様よりいただいております。

過不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

以上です。

○宮崎座長 資料のほうは大丈夫でしょうか。

ありがとうございました。では、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。まずは、次第2、検討会の開催趣旨について、事務局より資料1の説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局より続けさせていただきます。

資料1の「美容師の養成のあり方に関する検討会開催要綱」をご覧ください。今回検討会の開催の趣旨・目的ですが、令和3年7月29日の規制改革推進会議投資等ワーキング・グループでの「美容師制度のあり方」で必要な改善策が求められたことを踏まえ、主に2の「検討事項」、実技試験のあり方についてと養成校在籍時の実習等について、を課題として検討会開催要綱を定めております。

「構成等」と「運営」につきましては、他の検討会と同じ形になっております。

また、次の別紙ですが、先ほど御紹介させていただきました美容師の養成のあり方に関する構成員名簿となります。関係団体、美容業関係の団体、教育サイド、試験・研修関係、その他学識経験者より構成されております。

事務局からは以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

では、御意見や御質問をお願いしたいと思いますが、発言時は、挙手の上、私が指名してから発言いただくよう御協力のほどよろしくお願いいたします。御意見や御質問ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

御意見、御質問ないようですので、次第3、美容師制度の概要等に入りたいと思います。では、資料2から資料4について、事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き事務局でございます。

資料2をご覧ください。「美容師制度の概要について」説明させていただきます。

資料2の1ページ、美容師に関する内容です。美容師免許につきましては、美容師法に基づく国家資格であること。2点目、免許取得のためには、高校卒業後、都道府県知事が指定した美容師養成施設で原則2年間、必要な学科・実習を修了した後、国家試験に合格することが必要です。また、美容師法に基づく指定試験機関としまして、「公益財団法人日本理容師美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務や登録事務を実施していただいております。

その他、管理美容師資格につきましては、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者。管理美容師については、美容師施設の衛生的管理の向上や利用者の衛生保持のために設けられたもの、と定められております。

2ページ目をおめくりください。2ページ目と3ページ目は美容業の現状でございます。令和元年末の数字ですが、免許登録をされている美容師の方が約135万人、そのうち従業美容師として登録されている方が約54万人、また、新規の免許登録の方が毎年約1万8000人、美容所の数は約25万施設、養成施設は、令和2年4月1日現在で263校となります。

また、3ページ目は、美容師の国家試験合格者数です。直近データで、令和元年度は、先ほどお話の135万人で、赤いところ。青いところが従業美容師で、54万人と出ております。

最後、4ページ目ですが、美容師の資格取得の流れとして冒頭お話した、高校を卒業された後2年ないし3年、美容師養成施設で課程を学んでいただき、その後、国家資格である美容師試験を受験して合格後、大臣の免許をいただき、管理美容師講習会、管理美容師の流れとなっております。

資料2につきましては以上です。

続きまして、資料3について簡単に説明させていただきます。7月29日に第18回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループにおきまして、「美容師制度の在り方」が議題として取り上げられておりますが、美容業界の2団体からは、本検討会にも参画いただいている日本美容サロン協議会、全美連がヒアリング対象となっております。

次第については、美容師制度のあり方と関係者ヒアリング、その中に生活衛生課も入ってきたところです。

2ページ目につきましては、7月29日に行われましたワーキング・グループの委員の構成になります。

資料3の3ページですが主に5つありまして、今の検討課題として、美容師国家試験制度と実務実習制度について、その他推進会議の中において③、外国人美容師に関する就労として、現在国家戦略特区にて外国人美容師育成事業として調整が進められており、日本の高い美容技術を海外に発信したりクールジャパンを推進するためにぜひやるべきという意見があったこと。④、美容師の働き方改革として、美容業界として美容学校卒業後も他業種に就職をしてしまうとか、短期離職などの課題、長時間労働の問題、あとは社会保険加入の問題などが議論されました。⑤、新型コロナウイルスの影響により外出制限やイベントなどにおいて厳しい環境にあることや、新型コロナ感染予防ガイドラインの遵守、また事業者への継続支援、従事者の雇用維持の支援策などが取り上げられられました。

このうち、今回の検討会では、制度の見直しというところで、①の美容師国家試験制度と②の実務実習制度について、厚労省の中で丁寧な議論を進めていきたいと説明させていただいております。

続きまして4ページ目、規制改革の中での話です。今お話のとおり、美容師国家試験制度と実務実習制度の2点につきまして、学生時代の現場のあり方、実技試験をはじめとする現行の仕組みについて評価し、関係者等からなる検討会を設置し、議論を進め、年度末をメドに一定の結論を得る、というふうに説明させていただいております。

最後、5ページ目。この投資等ワーキング・グループの中で出されました意見としましては、国家試験が時代に即したものになっているのか、美容を目指す人や消費者ニーズが合致しているのかの検証が必要、実技試験の見直しが必要、特にオールウェーブセッティングについての意見がありました。まつ毛エクステンションについては、筆記のみで実技試験がないので、実技が身につく環境を整えるべきではないかといった意見。また、実務実習については、専門学校が計画を策定して実施されておりますが、サロンでのトラブルが学校の責任となったり、1週間単位での受入れなど、効果がなかなか上がっていないのではないかと、などの意見がございました。

続きまして、資料4で、美容師制度の変遷や経過期間の措置となります。初めに、美容師制度については、制度が成立してから何度か改正しております。その中で大きく制度が変わったところ、あるいは今回の検討課題に資する内容について、抜粋の形で記しております。

まず1ページ目ですが、美容師国家試験制度について、美容師試験の事務は、先ほどお話のとおり理容師美容師試験研修センターを指定して国家試験を実施しております。試験科目は、筆記試験と実技試験があります。このうち美容技術として、第1課題にカ

ット、第2課題にワインディングまたはオールウェーブセッティングと定められております。

3点目、試験研修センターに国家試験委員会を設置し、本委員会の中で試験委員が試験問題の作成等の必要な事務を行っております。

4点目、オールウェーブセッティングについては、これまで実技試験の一つとして行われてきた理由として、美容師にとって必要とされる技術を内包しており、基礎的な技術として習得しておく必要があること、実技試験において技術の習得状況を確認しやすいということで実技試験として定めているところです。

2ページ目ですが、過去の見直しの経緯、第8次ぐらまで改正されていますが、うち大きな改正として2点取り上げさせていただいております。

1点目が、平成7年美容師法の改正です。この時の改正では、科学技術の進歩や消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、議員立法により平成7年に美容師法が改正され、美容師の業務に直接役立つ実践的な内容とすることとされております。

また、2点目、教科課目について共通内容の必修課目にするほか、養成施設が独自に設定する選択課目として、特色のある美容師を育てる教育を実施することとされました。

3点目、厳しい労働環境下に置かれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった「実地習練」を廃止し、美容実習について、養成施設の判断で行うこととされております。

下段のところが、法改正前と法改正後とを見比べた表になっております。

3番目、直近の美容師制度の改正、第8次改正として平成29年度に美容師制度の改正が行われております。

ここでは、1点目、高度かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的とした見直しを実施されました。

2点目、教科課程の見直しが実施され、理容業・美容業に特化した内容となるよう教科課目の教育内容や単位数の見直しがされたこと、同時授業を行うことができる教科課目（文化論及び運営管理）が追加されました。

3点目、理容師または美容師が他方の資格を取得しやすい、ダブルライセンスを取りやすくする対応として理容師養成施設に「美容修得者課程」、美容師養成施設に「理容修得者課程」などを創設してございます。

また、国家試験の見直しも実施され、養成課程の見直し後に、必修課目となる課目全てを国家試験の対象としたこと。理容師または美容師のいずれかの資格を持った者が他方の資格を得ようとする場合、筆記試験を免除などの改正が行われたところです。

4ページ目、これが直近の平成29年度に行われた改正で筆記課目に関する整理がされたところで、赤いところが課目を重複している内容について統合され、履修時間や履修課目の見直しもなされたところです。また、選択、必修課目についても選択課目になったところがございます。

5 ページ目。左が平成29年以前の改正で、筆記課目の内容も整理をし、その時間も、今現行制度になります。理容・美容実習を810時間以上から900時間以上に増やし、実習内容の充実を狙った形で整理されたところです。

最後、6 ページ目ですが、これは直近の平成29年度改正に伴う準備・経過措置ということで、その経過を皆様を知っていただきたいということで付けさせていただきました。今日の検討会の前の検討会、平成27年の10月から平成28年12月まで議論した後に、その後、改正に向けた準備を1年程で調整されました。ただし、その後旧制度と新制度、養成校との関係でどうしても併走する年度が出てしまいますので、3年間の経過措置を設けて、平成30年から令和2年度までは新旧のカリキュラムで試験を行う併走期間があり、その後、令和3年度に新制度として一本化されてスタートしたところです。準備から経過措置を踏まえますと、大体5年程度はかかることになります。

事務局からは以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。この資料2から4について御意見、御質問があったらよろしく願いいたします。

では、ないようですので、次第4の美容師の養成に係る主な検討課題に入りたいと思います。本日は初回でもありますので、先ほどの次第3の内容も加味して、構成員の皆様からフリーディスカッションという形で闊達な御議論をいただけたらと思っております。また、議論に先立ち、各構成員から5分から7分程度で美容師の養成のあり方について御所感をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、資料5及び資料6について、事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

資料5をご覧ください。美容師の養成のあり方に係る主な課題としまして、フリーターキングを踏まえて簡単に主な課題として整理させていただきました。

(基本的な視点)としまして、前回、直近の改正、平成29年度の制度改正の効果や影響などを含め、アンケート調査や現場の実態なども踏まえて、現行制度について必要な改善策について検討するという視点。その他、これに付随した形で、美容師の養成のあり方について、見直すべき事項があれば適宜検討する。この大きな2点について、基本的な視点としてお願いしたいと思います。

また、(検討会での主な検討課題)ですが、大きく分けて2つありまして、実技試験のあり方について。この中でもオールウェーブセッティングとまつ毛エクステンション、そのほか、養成校在籍時の実習等について、実務実習内容についてとなります。

また、(検討に際して留意すべき点)としまして、直近改正の評価なりレビューも含めて検討していくこと。また、美容サロンの現場の声、より実践的な人材の育成を望む声と、教育現場、基礎素養を養う人材の育成が大事だという、この2つの点の両立をどのように図っていくかという点。あとは、仮に制度改正になった場合の学生や教育現場の負担。先ほどお話ししました、経過措置も含めると相応の年数がかかることや、教員

養成の期間を設けるなどの準備考慮する必要があること。また、仮に実技試験となった場合、適正な設問や審査体制をどのように構築するか、この4点でございます。

続きまして資料6ですが、「第一線で働く美容師や養成施設の意見の反映について」ということで、先ほどお話ししましたアンケート調査の関係です。美容師や養成校の意見を把握するため、現在、全日本美容業生活衛生同業組合連合会においてアンケート調査を実施していただいております。また、本検討会でも、アンケート調査の結果も踏まえて議論を進めてはどうかと思っております。

簡単ですが、今実施されているアンケートの内容になっております。調査対象は、美容師の方と美容師養成施設。既に実施されていますが、12月から2月にかけて。調査項目は、美容師と養成施設について簡単な調査項目が書いています。

簡単ですが、事務局からは以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

では続きまして、各委員から御所感をお願いいたします。すみません。私のほうで指名させていただきます。一番最初、岩田構成員、よろしくをお願いいたします。

○岩田構成員 日本美容サロン協議会の岩田と申します。よろしく申し上げます。

我々はまず、資料、多分お手元にあると思いますが、ざくっとまとめてあるのですが、通称、日本美容サロン協議会はJABSと呼んでいまして、JABSは、美容室を経営されている社長さん、100名から、多いところだと1000人以上雇用している社長さんたちが理事になっていただいている団体です。その中に、日本美容業界をもっともっとよくしていきたい、どうやったら発展していこうかということ、ロビー活動というものを中心に行っていきたいという考えがあり設立した団体でございます。

その中で、この資料にもあるように、まず、大きい問題、改善点というところ、いろいろヒアリングしてきた中、美容師のなり手が少なくなっているというところであったり、あとは、続かない。この続かないというところが大きく、非常に改善点があり、新卒を大きく採ってもすぐに辞めてしまうとか、その理由が、給料が少ない、つらい、厳しいという部分があるのが現実です。

昔は、技術を学ぶためでしたら給料が少なくてもという時代もあったのですが、今は、より早く、どうスタイリストになれるかということであったり、この頃ある中で、学校の部分と、そして、我々の現場で働くというところのもっとよりよい連動等ができていけることが一つの美容師の夢であったり希望であったり、なり手を増やすということに大きくつながるのではないかということが1つ大きい課題に挙がりました。

その中で、ここにもありますが、オールウェーブセッティングというところが一つの、名前があえて出ているところではあるのですが、まず正しく我々の意見として伝えておきたいのが、オールウェーブセッティングが必要ではないということではありません。これは長年先輩方たちがやった基礎というものがあると思いますので、決してこれを要らないという考えは全く持っていません。逆にいえば、これは必要だとも考えています。

ただ、国家試験制度の実技ということに対して、もともと1年間で2年間になったことで、技術というものが学べる環境が増えたと思います。その中に、技術的にオールウェーブセッティングというのが、我々の調査の中では、ほぼほぼ、9割、100%近く、現場では今使われてはいないという現状はありました。

ただ、基礎を学ぶということと現場で使うということの違いというのはあると思いますので、ここの部分に関してなくすということではないのですが、2年間、国家試験制度に受かるに当たって、それを中心に学んでできてしまうという時間配分含めた部分が結構多く取られてしまうのではないのかなど。その中に、学校を卒業して、いざその技術を使うかといったら、今、使う現状はほぼほぼありませんので、この部分の基礎というものの重要性というのは授業内のしっかりした場所に置いて、国家試験制度の実技ということに関してはもっと実践に使われるようなものをここに入れていくということの一つの案としてテーブルに上げたいなど。その上でどういうことが必要なのか、もっともっというんな方たちの意見等も聞いた上で、検討するということの一步にできればなというのが我々のまず一つの考えです。

その上で、そういうことを行うことによって、29年度、いろんな改正等もやっていただいて、どんどんよくなっていったらいいと思うのですが、もっとも現実的なことを、いろいろな方たちの意見を聞いて進めていく環境とか場というのをつくっていただけたらなという思いも含めた上での提案でございます。

あとは、まつ毛エクステンションに関しても、数年前、国家試験の美容師免許がなければということで、これは我々美容師にとっても、職域という部分の確保に関しては非常にありがたいことですし、一つの成果ということに関しては喜んではいるのですが、やはり今の実態を見ますと、進化はしていつていると思うのですが、実技等の部分というのが、今の部分では、やるやらない、今後は必修になっていく方向に進んでいると聞いてはいるので非常にそれはいいことだと思いますが、実技というものをやはり取り入れていかないとどうしても、実践を我々やっている中で、事故になる可能性というのは非常に高いなというのを感じています。目元というところで、今いろんな技術に関しても出てきていますので、そこにある程度の実技をして、しっかりとした知識、経験というものを学校で学んだ上で現場に出ていくという体制をとった上で、せっかく美容師免許という中に入ったわけですから、ここの管理体制含めた教育というところをもう一度見直すことは、事実上、新しく入った以上、国家試験含めた授業内容をある程度ブラッシュアップしていく必要があるなど。でも、それが簡単なことではないというのは、私一人が発言したところで、いいねという話ではないのは重々分かってはいるのですが、やはりそこが変わっていくことと同時に、オールウェーブセッティングを含めた部分の見直しというところも含めて、現状をまずテーブルの上に出して議論する場ができたらなと思い、提案させていただいたというのが現状でございます。

ざくつとですが、そういう形であります。よろしく申し上げます。

○宮崎座長 ありがとうございます。では続きまして、吉井構成員、よろしくお願いたします。

○吉井構成員 全日本美容連合会、通称そう申しますけれども、吉井でございます。

私のほうは、今日は第1回目ということでありますので、実は昨年でございましたけれども、ワーキング・グループの第18回が開催されました。そのときの資料を再度確認していただきたいと思っておりますので、参考資料2のほうを御用意いただけますでしょうか。

このうち、1から5まであるのですけれども、本会議におきましては1と2が検討課題で挙がっておりますので、1、2について、私のほうでこれを読み上げさせていただきますと思います。

冒頭は、まず、我々連合会というものを知っていただくためには、連合会というのは、全国47都道府県にある美容業の組合を会員とする団体が美容連合会、このように申しています。構成員は、美容室を経営されている人たち、一人でやられている方から、例えばチェーン店で、先ほどお話もありましたけれども、100人、200人の方々も入っていた非常に幅の広い方々に参加していただいている、そういった団体であり、昭和32年に制定された生衛法に基づき昭和33年に設立した美容業界の連合会です。

それではちょっと読ませていただきます。

国民生活に必要な不可欠なサービスを提供する美容師には、お客様のニーズに対応できる高い技術力と、これを安全に提供するための知識と衛生上の取扱いを備えていることが求められております。

近年、美容に対する顧客のニーズが多様化・高度化するとともに、使用する薬剤・器具等の進歩は著しく、美容師には高度な知識と技術力が以前にも増して必要となっております。

また、感染症に対応するための基本的な知見も備えておかなければならないことが、現在改めて明らかになったところです。

このために美容師の資格制度は、お客様が全国どこの美容室でも安心して利用していただけるために大変重要であると考えております。

本日の議題は、美容師の国家試験制度ですので、少し内容が変わる部分もありますけれども、冒頭に申しましたように、ワーキング・グループに出した資料ですので、これで読ませていただきます。

生活文化の向上、消費者ニーズの多様化・高度化は、美容師に対してより高度な知識と技術を修得することが求められています。

しかしながら、美容師実技試験では、受験者、試験実施者の時間的・経済的な問題等から美容の多様なメニューの全てを課すことはできません。

このため、実技試験の課題は、この課題を修得するための修練を重ねることで、美容師として必要な知識・技術を身に付けることにつながる課題でなければなりません。

もとより、この課題について様々な御意見があることは承知しておりますが、大事な

ことは、現在のヘアスタイルの流行だけに左右されるのではなく、今後、さらに多様化する需要に応えるためには、国家試験として基礎的技術が集約されている課題でなければならぬと思っています。

すぐに役立つ技術は、すぐに役立たなくなる、ということもあり、将来の業を担う美容学校で学ぶ学生は、あくまでも基礎をしっかり身に付けてほしいと願っております。

こうした観点から課題の見直しは、関係者の意見を集約するとともに、丁寧な検討を要することが必要と考えています。

次に、実習制度についてであります。

美容学校の学生が在学中に実務の経験を積むことは、資格取得の面でも、その後の職業や職場の選択のためにも大変重要と考えています。

このような理由だけでなく、様々なお考えもあり、一部の美容行為について、「資格を持たない者に業として行わせてもよいのでは」という御意見もあるとは承知しています。しかしながら、美容室において美容行為を業として行うのであれば、たとえ一部であっても、お客様の安全・安心のために、それを行う資格を持った美容師に限らなければならないと考えています。このことは、昭和32年の法制定や平成7年の法改正でも確認・徹底されてきたものであり、長きにわたり、美容業界に対するお客様の信頼を培ってきた根本と考えています。

また、平成7年の法改正が、それまでのインターン制度の反省にも立ってなされたものであると改めて認識する必要もあります。

美容師の資格取得に必要な実務経験については、これまでも美容学校の教育の中で確保してきたものであります。したがって、お客様の安全・安心を十分に確保した上で、美容学校における実習のあり方や実務実習について、より成果の上がる内容とするべく検討することは必要と考えております。

以上であります。

○宮崎座長 ありがとうございます。では続きまして、津田構成員、よろしくお願ひいたします。

○津田構成員 オンラインにて失礼いたします。

私、株式会社ViVidy（ヴィヴィディ）代表、中小企業診断士の津田まどかと申します。

私は、2010年の1月に独立して以来、美容業界を中心にコンサルティングや講師業務を行ってまいりました。全美連さんの会報誌にも、7年ほどマーケティングに関する記事を連載させていただいております。また、誌面にて認知していただいた組合員さんなどから、地方での講演会やセミナーのゲスト講師としてお招きいただくようなこともございます。

これまでの実務経験としては、従業員数が100人まではいかない、数十人程度の中規模サロンから、個人経営の一人サロンから、家族経営の小規模サロンまで、それこそ都市部から地方まで、公的機関、例えば商工会や商工会議所、あと連合会ですね。そういっ

たところを介しての専門家派遣も含めて、これまで、深く関わったところだけで120社ほどの支援を行ってきました。

また、私自身の前職は、私、美容師免許を持っておりませんが、ネイリストとして10年ほど現場で働いておりました。1万人以上の接客経験を有しており、最初はネイリスト、それから店長としてサロンに立っていたのですけれども、その後、東京、神奈川、あと大阪、神戸、名古屋といった都市部に多店舗展開するネイルサロンのマネージャー業務に従事しておりました。その際には、人事制度の設計や、技術的なトレーニング業務を行ってきました。

また、ほんの数カ月ではあるのですけれども、私自身、ネイリストとして、アルバイトで美容サロン、美容室で勤務したという経験もございます。個人的には、ヘアサロンや、いわゆるまつエクサロンといったところ、それからリラクゼーションサロンのようなところにも2週間に1回程度のペースで、勉強も兼ねて通うヘビーユーザーでもあります。

つまりは、私自身は、現場視点、経営視点、そして顧客視点といった形で多面的に現状分析を行い、これまで培ってきた経験や知識に基づいた意見を述べるのがこの場における一つの役割であるのではないかと認識しております。

また、これまで私が直接的に関わりを持ったサロンや経営者の方のみならず、同業種、同じく中小企業診断士として美容サロンの支援に携わるような者とのネットワークもございますので、そういった者との情報交換の中から得た情報や知識も用いて、主に第2回以降で発言する機会を頂戴できれば幸いです。

ですが、養成校といった学生を育成する教育現場に立ったことはないですし、ましてや技術的なことに関しては門外漢であり、この場で皆様の御意見を伺いながら、それぞれのお立場における現状や課題をまず知り、学ばせていただくことの必要性を強く感じております。

確かなことは、この検討会が、今後は美容師資格についての改善や、その時代に合ったあり方を検討することのみならず、少子化や、サロンの経営環境が非常に競争激化しているといった厳しい状況の中で、今後も成長・発展を志向していくこと、これはまず欠かせない視点です。それを強く意識した上で、私は中小企業診断士として、生産性の向上や現場でスタッフが足りていないサロンがたくさんある中での従業員の早期戦力化、そして収益構造の改善による待遇改善、定着率の向上といった観点から、あくまで一意見として今後発言する機会を頂戴できればと存じております。

以上になります。

○宮崎座長 ありがとうございます。では続きまして、谷本構成員、よろしくお願いたします。

○谷本構成員 公益社団法人日本理容美容教育センターの谷本でございます。よろしくお願いたします。

当教育センターは、昭和29年設立した、全国260校余りある全ての理容師・美容師養成施設が社員となっている公益社団法人であり、厚生労働省、理容、美容の業界団体の御支援・御協力をいただきながら、通信教育の実施をはじめ、理容・美容教育の教科書、教材等の作成、教員の養成、教職員の研修などを行っております。

美容師の養成のあり方につきましては、これまでも厚生労働省が大きな法改正等を行うときに検討会が設置され、教育センターは、全日本美容業生活衛生同業組合連合会、また公益財団法人理容師美容師試験研修センターとともに参画し、厚生労働省に協力し、検討してきたところでございます。

過去何度も改正が行われるたびに、教育センターは検討会に参画するとともに、制度改正の際には、それに合わせて、その都度、教科書を改訂するなどの対応もしてまいりました。特に第8次改正の平成29年には、現場のニーズにより即した美容師を養成するという観点での制度改正が行われ、より教育現場での実習の必要性が問われ、先ほど厚生労働省から説明がございましたように、教科書目について、厚生労働省資料4の4ページにありますように、新たに物理・化学を化粧品化学に改正されたり、また、同じように5ページにありますように、実習時間を810時間から900時間に変更されるなどの大幅変更となりました。時間がない中で対応すべく、大作業を行い、平成30年度からの教科書の大改訂も行ってまいりました。

また、美容室における実務実習は、厚生労働省の「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」に基づき実施しており、「実務実習は、60時間に限る」というのを、「実務実習を行う場合は、60時間に限る」と変更され、実務実習については義務化されなくなったなどの改正もされました。

教育の現場である美容師養成施設においては、急な改正の中で、新たな制度で、令和2年3月に初めて昼間課程の卒業生を世に送り出し、昨年3月に、これも同じく、初めて通信課程の卒業生を輩出している状況であります。

制度改正が行われてまだ数年しか経過しておらず、教育現場での新制度に対する検証・評価もされていない状況かと思えます。

昨年7月の内閣府規制改革ワーキング・グループ検討会でも話題となりましたが、養成施設を卒業した生徒が安心して働けるための支援などを行い、ひいては美容業の人材確保や美容所の労働環境の整備などを促進するために、全美連と連携して、就労支援として産学連携事業と致しまして、サロンに対しては、「社会保障制度に加入していること、そして労働基準法に準拠しているということ」などを条件として、事業を実施するとともに即戦力の向上などにつきましても検討を行っているところです。

このように、当教育センターでは、教育、人材育成、即戦力の向上など、美容師の養成に関して多面的に対応しているところです。今後とも、教育センターとしましては、美容師養成施設の生徒の少しでも現場のニーズに即した技術の修得及び向上を支援するとともに、卒業した生徒が安心して働ける場を提供できるように支援していきたいと

考えています。

厚生労働省は、本検討会において議論を進め、年度末をめどに一定の結論を得る方向のようですが、先ほども申しましたように、平成30年度に教育方法等を変更してからまだ数年しか経過しておりませんので、頻繁な制度改正は教育現場に混乱や負担を生じることとなります。したがって、本検討会では、結論を急ぐことなく、慎重に検討していく必要があると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○宮崎座長 ありがとうございます。では続きまして、原構成員、よろしく願いいたします。

○原構成員 専修学校、徳島県美容学校の原でございます。美容学校として少しお話をさせていただきたいと思います。

学校で学ぶ技術、学科とも、美容師として成長していくための大切な基礎となるものです。どの教科も技術も無駄と呼べるものはありません。学科は衛生を中心に学びます。コロナ感染拡大の中にあって、みんな、衛生、衛生と叫びますが、美容師にとって衛生対策は当たり前のことです。なぜなら、衛生の知識を学校で教えるからです。感染症の怖さも、衛生の大切さも、理容、美容の歴史の中で知っていて、それがどれだけ大切なことなのか、その必要性も知っているからだと思います。

技術もそうです。美容の基礎は、時代が変化してもそう大きく変わるものではないと思っております。私たちが相手にしているものは人であり、人の髪、頭です。時がたち、新しい発見があり、新たな技術が生まれても対象は変わらず、人と髪であり、技術を施す美容師の手です。学校では基本がどれだけ大切なものか知っているので、小手先の技術を身につけるよりも、大切な基本を教えています。技術は多様化し、ニーズは絶えず変化していますが、新しい技術、知識を取り入れるとき、ゼロから始めますか。実はゼロから始めているようで、そうではありません。技術も知識も、今まであったものに追加していきます。そして、また新しいものを生み出していきます。技術も同じことであり、新しいものであれ、積み重ねを連続で培っていくものです。学校はその第一歩を教えるところだと思っております。

大きな土台に大きな建物が建てられます。小さな土台にはそれなりのものしか建ちません。学校はできるだけ大きくしっかりとした土台をつくり、学生を送り出したいと思っております。企業の皆様にも、学校を卒業し、企業に夢を持って入社する学生たちをどうか大切に育てていただきたいと思っております。土台の上に何が建つのか、それはその子たちが出会い、何を学ぶかによって違うと思います。ぜひ大きなものを建て、大きな人になってほしいと願っております。

以上でございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。福下構成員は、まだいらっしゃっては。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

福下先生はまだ少し遅れておりますので、入り次第、御案内させていただきます。

○宮崎座長 ありがとうございます。それでは続きまして、遠藤構成員、よろしくお願いたします。

○遠藤構成員 公益財団法人理容師美容師資格研修センター、理事長をしております遠藤です。

既に本日御出席の方は御存じかと思いますが、私どもセンターは、理容師・美容師の国家試験並びに免許の登録を厚生労働省に代行して行っている機関であります。今回の話題の試験に関して申し上げますと、これまでも事務局からお話がありましたとおり、国家試験というのは、今、原先生の御意見にもありましたが、それまで養成施設で学習された基本的な技術でありますとか知識、これを検証するという、しかもその検証は公平であり公正なやり方、しかも、実際、試験として実施するに当たっては、実効性とか実現性等を様々な観点から加味しながら行っていくわけであります。

そして、基本的な考え方は、先に試験制度、あるいは試験の内容の変化ありきではなくて、これは先ほど事務局からお話がありましたように、まずは教科課程の見直し、そういったもの、大きな方向性とか、これをまず議論していただいて、その議論を受けて、そこで国家試験として、先ほど申し上げましたように、公平・公正、しかも実現可能な形で試験が実施できるかということをおもひのほうで検討、そして実行していくというところでありまして。

これまでも、これも先ほど来、各構成員、あるいは事務局からもお話がありましたように、教科課程の見直し、資格制度のあり方を見直しがあるたびに、新しい方向性をいただき、それを受けて、私どもセンターのほうで実際の業務を行ってきております。

直近の平成29年の改正といいますか見直しに当たっては、筆記試験教科の見直しを行いました。これも新しい、例えば教科課目等が入りまして、実際に試験問題をつくってくださる委員をまず探し、そして、その評価の仕方、本当に筆記試験でこれが評価できるのかということも検討し、今の新しい試験制度に変わっているところでありまして、先ほど事務局からも御説明がありましたように、一朝一夕には実行はできませんので、少なくとも三～数年の年月がかかるということをご理解いただければと思います。

長くなりましたが、私ども実際の試験を実施する立場、そして基本的な考え方について御理解いただければと思います。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。

○溝口課長補佐 ただいま、福下先生がオンラインのほうに入っております。ちょっと通信ができるか確認させていただきます。

福下先生、事務局の溝口でございますけれども、私の声、聞こえていますか。

○福下構成員 すみません。今、画面がうまく出なくて。声は聞こえますか。

○溝口課長補佐 我々からは福下先生のお顔と声は聞こえております。

○福下構成員 それならよかったです。

○溝口課長補佐 お入りいただいた早々で申し訳ありませんが、今フリートーキングのパートに入っております、冒頭、福下先生のほうから簡単に、コメントを、いただければと思います。

○福下構成員 ごめんなさい。皆さんのほうが見えないので。でも、私のほうが見えていれば大丈夫です。

○宮崎座長 すみません。入っていただいてすぐで申し訳ないのですが、今回のこの検討会についての、まず所感を述べていただければと思いますので、よろしく願いいたします。私、座長を仰せつかった宮崎といいます。よろしく願いいたします。

○福下構成員 東京都眼科医会の会長をしております福下公子と申します。このたび検討会に参加させていただきまして、誠にありがとうございます。

私は、10年ほど前に、日本眼科医会の役員をしておりましたときにまつ毛エクステンションに関する検討会に参加させていただきまして、まつ毛エクステンションのことを少し学んでおります。その当時、まつ毛エクステンションをする技術者というのが、まだ美容師というあれがはっきりしていない時代でしたけれども、今は美容師がするというようになっておまして、また、そのときに多くの健康障害が国民生活センターに報告が挙がっていたのですけれども、最近はその数が少し減少して。

(オンライン音声途切れる)

○宮崎座長 すみません。フリーズしてしまって、今こちらから、お声も姿も見えなくなったのですけれども、聞こえていますでしょうか。

○溝口課長補佐 事務局です。福下先生、我々の会場の声、聞こえていますでしょうか。

○津田構成員 津田です。

こちらには、今は聞こえているのですけれども、先ほど途中で音声がつ切り状態になってしまって、ほとんど聞き取れないような状態にはなっていました。今は大丈夫です。

○宮崎座長 分かりました。今こちらのほうは全く全部途絶えてしまっていて、多分、再立ち上げかなんかを待っているかなと思っています。すみません。少々お待ちいただければと思います。

○溝口課長補佐 すみません。事務局ですが、一度福下先生とは音信の関係を調整させてもらいますので、再度途中から改めていただきたいと思います。

○宮崎座長 では、通信障害ということですので、ちょっと先にいかせていただきます。

皆様からの所感をいただき、ありがとうございます。ここから先はフリーディスカッションの形でお願いしたいと思います。美容師の養成に関する検討課題につきまして、皆様からの忌憚のない御意見、御質問をお願いいたします。この部分、時間は十分取れるかと思っておりますので、御意見、御質問ありましたらぜひよろしくお願いいたします。

岩田構成員、よろしくお願いいたします。

○岩田構成員 岩田です。よろしくお願い致します。

養成校等に関して、僕もまだ新参者の部分がありますので、案というか、プラス、質問を含めてですけれども、今、現状、昔はインターン制度というのがあり、その部分が廃止になって、いろんな経緯が、多分、皆さん、諸先輩方の、美容の発展を含めた、学生等の安全、いろんなもの含めた部分でなったとは思いますが、いい悪いを抜きにして、現場の生の声としての部分でちょっと1つ聞いていただきたいのですが、今、我々のほうにも実習をお願いしますと学校のほうから結構、うちの理事を含めた、私のエアーという美容室のほうにも依頼が来るのですが、質問の中に、あと、学校に研修に行ったりもするのですけれども、学校にいる間に何をしたらいいでしょうか、どんな勉強をしたらいいでしょうかというところで、うちの実習に来たとしても、今、結局、シャンプーも何もできないという現状があるので、ざっくりですけれども、雰囲気を見る感じだけになってしまっています。

では何をしているのといったら、マクドナルドでバイトしていますとか、全然美容と関係ないバイトをしているというところが現実にあります。これは、率直な部分で、いろんな話し合いがあった部分だと思うのですが、非常にもったいないというのが我々の率直な意見として、できれば、安全性というのを確保した部分は必要だとは思いますが、もう少し学生中に、いろいろな管理下に置かれてとか、ルールは必要だと思うのですが、全然関係ないバイトをするぐらいでしたら、我々も、人手も欲しいですし、何かしらの形でできる形がないのかなと。

文章の中にも、安全性とか労働時間の問題とか、いろんな部分というのもあると思うので、そういう部分をもう少し改革をして、できれば学生のうちからどんどん現場や、我々の管理のもとでいろんな技術を学ぶという形というのは、現実的に非常に難しい問題なのかどうなのかというのはちょっと皆さんの意見を聞きたいというのが率直な部分ですけれども、よろしくお願いします。

- 宮崎座長 ということで、今、サロンのほうでは、現状について、いかがでしょうか。
- 成松課長 実は、実習といいますか、その点に関しては、先ほど御説明させていただいた意識調査というところでも聞かせていただいています、例えば参考資料4を御覧いただければと思います。4ページのところでございます。「実務実習について」というところで、どういう内容を御経験されているかというところは、美容師の方に対して、例えば、先ほどおっしゃったように、シャンプーとか、カラー、ワインディングとか、美容行為を実際経験されたか、あるいは、それ以外の経験をされたかというところを、これは意識調査というか、実経験に基づいてどういう経験をされたかというところを今調査させていただいております。

必ずしも美容行為をやってはいかぬというわけではなくて、我々のほうの養成施設の要領のほうにも、こういった実施計画ですね。美容学校で作成した実施計画に基づいて、ちゃんと管理美容師さんなりの指導のもとでこういった美容行為というのはでき得るという理解ではありますけれども、ただ一方で、実際現場でそういうことがなされている

かどうかというのを今、実際調査をしているところでございますので、ちょっとそこも今後御参考にしていただきながらと思います。

ただ、サロンの方のお話を聞くと、お客さんに対するものはなかなか難しいとか慎重にならざるを得ないということも我々としても聞いているところですので、実際どういう状態になっているのかというのはデータとして次回にでもお出しできると思います。御参考までに。

○宮崎座長 ということで、この調査を待って、またということよろしいですか。

○成松課長 事務局でございます。

学校でどういう感じになっているかというお話でもお聞かせいただければ、また我々のほうも参考になると思います。

○宮崎座長 原構成員、いいですか。突然ですが、よろしく願いいたします。

○原構成員 すみません。サロンに、今までの修練がなくなってからは絶対にしてはならぬというふうに受け止めております。だから、本当に免許制度で、免許を持っている人が、とにかく人にふれるのだから、免許を持っていないとだめというふうに。ただ、サロンでお世話になっているのは、接客とか、お掃除とか、洗濯ですか、そういうもので今やらせていますけれども。

○宮崎座長 ありがとうございます。

実習以外のことでも、何か御意見ありましたらよろしく願いいたします。

○谷本構成員 原先生がおっしゃるように、実務実習へ行ってもこれだけのことしかできませんけれども、それでも実務実習は必要なのですか必要でないのですかとか、いや、人が足りないのですと。それは何で足りないのですかとか、そういうことからやっけないと、岩田さんの要望は解決しないのではないですか。それがあるから、こういう場を持たれたわけですから。それをどんどん言ってくださいよ。

○宮崎座長 ありますか、岩田構成員。

○岩田構成員 今の実習に関してですか。

○宮崎座長 そういうのも結構ですけれども。

○岩田構成員 まず、実習に関してはそのような、改善なのか、もうちょっと入った形ができないのかなというところをお聞きしたかったということ。学校のほうではやはり、タッチするなという教育を受けているというのは聞いていますので、その辺がうまく、もうちょっと美容の楽しさとかいうのを伝えられるような、ちょっとでも入っていけるような形ができればなど。それはまたアンケートということなので、ひとつよろしく願いします。

あとは、オールウェーブセッティングということに関してですが、先ほども言いましたが、決して要らないというわけではありません。ただ、2年間という、学生が行く中に、現場に上がってきたときに、ある程度の即戦力ということに関しては、もうちょっと、改善なのか、どういうやり方なのかというのは、いろんな意見を出していただきな

がら、就職しまして、我々理事の平均ですと、シャンプー一つにしても4カ月から半年間ぐらいかかったりして、戦力になかなかならないと、給料も多くは現実的に出されないというところがあったりもしますので、もう少し学校と現場の部分というのを、技術の向上をうまく連携したい。

何度もこういうことは話し合われてきているとは思いますが、先ほど全美連の理事長さんもおっしゃっていましたが、すぐ役立つものはすぐ役立たなくなるということも非常に理解もできますし、そういう、何か旬なものを取り入れたいというわけではないのですが、もう少し軸になる基礎的なもので実践にも、国家試験の実技で勉強したものがその後実践に使えるというものがあってもいいのではないのかなと思っているので、知識という昔ながらのものを学ぶということは非常に軸になりますので、我々も、コロナ前ですけれども、海外に講習等でしょっちゅう行っていました、日本の技術というのは非常に優れている、ほかの海外と比べても日本の技術が高いというのは僕も自負しています。ですから、なおさら、そこの部分をもっともっと早いうちから実践に使えて、そして、美容学校に入っても、すぐという簡単な話ではないですけれども、感じてやっていけるような、で、即戦力になれるような形があれば、給料面含めた部分であったり、あとは美容師のやりがいの的なものを含めて解決できていくことのきっかけはあるのではないのかとは思っていたので、全てを、全部を変えましょうとかどうとかいうことよりは、そのような徐々の改善等というのは、今ももちろんされていて、そして、ここで決まったからすぐにできるかといったら、先ほどいろんな構成員の方たちからいただいた、3年5年かかりますよと、これももちろん簡単なことではないと思いますが、ただ、その先のためにも今話し合って進めていかないとなかなかずうっと変わらないのかなと思いましたので、こういう意見というものをまずテーブルに上げるということをさせていただきます。

○宮崎座長 ありがとうございます。すみません。オールウェーブセッティングというのに、900時間の実習のうちどのぐらい使うものかというのは、調査で出てくるのかもしれませんが、学校では大体どのぐらいのものなのでしょうか。すみません。勝手に私のほうで質問してしまって。原構成員の学校の事例で。

○原構成員 オールウェーブに関して何時間というのは、ちょっと私は分からないのですけれども、総合実習で必要時間が600時間となっています。その時間に、メイク、ネイル、着付け、まつ毛エクステンション、接遇マナー、シャンプーブロー、ヘアカラーリングを入れて、この時間で配分して授業をしていますから。

○宮崎座長 すみません。私もよく分からないところで質問してしまいました。ありがとうございます。

○原構成員 先ほどの、即戦力の話ですが、免許を取ってサロンに入社しますので、シャンプーとかカラーとか基礎はしっかり学んでいますから、企業さんでご指導していただいたら即できると思います。企業さんそれぞれに施術の方法が全部違いますので、入社

後にご指導していただけたら成長していくのではないかなと思います。よろしくお願ひします。

○宮崎座長 岩田構成員、お願いします。

○岩田構成員 もちろん、努力はしています。御指摘はいろいろあると思いますが。確かにおっしゃるとおり、各サロンにおいて、やり方、こだわりというのがありますので、一概にそれを、学校卒業して、そこにすぐに使えるかというのは現実的に難しい問題だというのは理解もしてはいるのですが、そこも含めて、シャンプーであったりいろいろな部分というのを、これは養成のほうになりますけれども、ある程度研修のときとかに経験したりすることによって、もっと理解力であったりマスター力というのは早まっていくのではないのかなというところの、もっともっとその合間を、やはり企業は企業、学校は学校のこだわりというのは、ずれば、いい意味でも違うと思いますので、それを研修というときにもうちょっと縮めることができたらどうなのかなという意見でございます。

○宮崎座長 遠藤構成員、よろしくお願ひいたします。

○遠藤構成員 御理解いただいていると思いますが、念のためもう一度、試験を実施する側として申し上げさせていただきます。試験の目的というのは、もちろん実践力とか即戦力というのは定義とか期待によると思いますが、それが備わっているかどうかということを検証するのではなくて、あくまで基本的な、原先生の言葉を借りると、土台がきちんとできているかということをおもとして公平に検証できるかということに重きを置いているので、国家試験に合格したから、それですぐ実践力が保証されているかということではないと御理解いただきたいと思います。

これはセンターの理事長としての立場のお話ではないのですが、一般的に、プロフェッションと言われている職業というのは、卒業したてではまだ何もできなくて、医者もそうですし、看護師もそうですが、所属した病院とか様々な施設で研鑽を積み、なおかつ、もちろん施設側だけではなくて、御本人も自己研鑽を積んでいって、だんだんプロになっていくものであると思っております。

ですから、繰り返しますけれども、国家試験に求められているものは本当に基礎的な、将来的にも活用できるようなのを身につけているかということをお験しているものがありますので、そこのところを、御理解いただければ幸いです。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。ほか、御意見ありますでしょうか。

○溝口課長補佐 福下先生はもう少し。今日は外来診療をされていて、外来患者さんとの兼ね合いもあり合間合間で対応いただいております。復旧しましたら、途中でも挿入させていただきますので。

○宮崎座長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうかね。調査が入りますので、実態というのは、またいろいろ次

回るときに分かってくるとは思います。

岩田構成員、お願いいたします。

○岩田構成員 岩田です。

その調査というのですが、私も、調査というもので全体的な御意見が、美容界全体の方たちがどういう意見をしているかというのはすごく知りたい一つでありますので、先ほどの、国家試験というものに受かったら、もちろん即戦力ということではないですし、土台づくりということも我々も重々理解していますので、ただ、今、オールウェーブセッティングというところが一つの話の部分ということでは出させてはいただいていますけれども、それも含めての調査というのもしていただけているということでしょうか。これをなくすという聞き方をするとみんな必要だというふうには絶対なると思います。我々も、なくすと言っているわけではないので、その部分の調査というのはどういう形で行われて第2回に続いていくのかというところはどんな感じなのでしょう。

○溝口課長補佐 すみません。事務局でございます。

先ほど課長から話をさせていただいた参考資料4のところ、美容師養成のあり方に関するところの「養成施設の施設長の方へ」の最後のところ、この内容につきましてもいろいろ調査させていただいております。その中で、(6)に(自由記述)というところがあり、そこにいろいろ、改善したほうがよい点とか、内容見直しに当たりというところでフリーに聞く機会がありますので、そこで拾っていきたいと思っております。

オールウェーブにつきましては、参考資料4に、美容師の実技試験、3ページに「カット」「ワインディング」「オールウェーブセッティング」がありまして、その(3)でオールウェーブセッティングの内容についてお伺いしているところです。美容師の部分の調査を踏まえて、その内容もまとめた上でまたご議論いただければと思っております。

以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。そのほか何かありますでしょうか。

岩田構成員、よろしくお願いいたします。

○岩田構成員 あと、アイラッシュに関しては、多分、先生が入ってからだと思いますが、今後の試験制度における危険性というか、我々も今、美容師免許取得者ができるという形に数年前になって、やりたいという社員とかいるのですが、正直、そこに関しては技術を全く理解していないというのが現状であって、メーカーさんとかのアドバイスのもとだけでやっているの、それが現実的に本当に大丈夫なのかとか、ネット上ではまたそれは危険だとか、いろんなお医者さんに関しても、それはやめたほうがいい、いや、それは大丈夫だとか、いろんな部分があるので、その部分というのは今後改正をある程度していくという方向性で意見を聞いてやっていったほうがいいのかとは思ってはいるのですが、その辺というのは、後ほど入った先生の意見を聞きつつ改善していくという形でよろしいでしょうか。

○成松課長 若干、正確でないかもしれませんが申し上げますと、平成29年の改正のときに、いわゆる美容実習の中にまつ毛エクステーションというのをしっかりやってくださいと。まつ毛エクステーションなどその他基本的な頭部及び頸部技術を確実に身につけさせること、ということを養成校に対して美容実習として、店舗でなくて学校でということもあるかもしれませんが、基本的に学校になると思いますけれども、そういったまつ毛エクステーションをしっかり身につけてくれということを養成校の指定の基準に入れさせていただいていますので、基本的には多くのというか、ほとんどの養成校では、新しい課程の中では、このまつ毛エクステーションに関しては、時間どれぐらいかけているかという差はありますけれども、基本的な技術を身につけるということはその美容実習の中で必須になっていると理解しています。

ただ一方で、実際どうかというところは、養成校の施設長の方に聞いた、先ほどの参考資料4の後半のほうの1ページ目の真ん中よりちょっと下辺りで聞いていますけれども、現在、御所属の養成校でこういった技術を教えているのでしょうかということを今確認しているところがございますので、そういった意味で、全く教えていないということは、先ほど申し上げたとおり、実習でもないとは理解していますけれども、実際どうなっているかというのはこのデータで恐らく出ているだろうと理解しています。

○宮崎座長 続けてどうぞ、岩田構成員。

○岩田構成員 これは多分、改正していただいて、またこれが反映されるのはこれからという形であると思うので、このアンケートをとって見ていくということが中心になるのかなと思いますが、この技術というものを実技試験的なものに入れていく方向性というのはあったほうがいいとかいう感じというのはあるのでしょうか。学校的にも、教育だけという部分よりも実技に入れたほうが、勉強のつながりとかいうものとかは考え方にはあるのでしょうかね。

○原構成員 実技は授業で教えています。

○岩田構成員 すみません。国家試験の実技の試験に入れていくという方向はあったほうがいいとお考え、それともないほうが。

○原構成員 私は、どのような試験を行うかちょっと分からないですけども、時間的に難しいのではないのでしょうかね、国家試験の課題には。

○岩田構成員 授業数内で実習させるという形が現実的という感じでしょうか。

○原構成員 学校で実習をしていますからね。

○岩田構成員 分かりました。ありがとうございます。

○宮崎座長 ありがとうございます。ほかの観点でいかがでしょうかね。

福下先生、どうでしょうかね。

○溝口課長補佐 すみません。福下先生は今通信の関係を調整しておりますが、今日の参加は2時から3時の幅で、この後も外来があるらしくて、今日は少し厳しいのではないかという御連絡をいただいております。今、岩田委員からいただいたご質問については、

今日、福下先生からお答えいただくのは難しい状況です。

○宮崎座長 すみません。福下先生についてはまた次回のときにお聞きするというのもよろしいですか。

○溝口課長補佐 岩田委員からいただいた質問につきましては、事務局から福下委員にお伝えし、次回速やかに応答ができるような形で調整させていただきます。

○宮崎座長 ではそういうことでよろしく願いいたします。ほかに御意見。

谷本構成員、お願いいたします。

○谷本構成員 この場で、国家試験にするとかしないとかいう話はできるのですか。たまたま出てきたアンケートによってもですよ。そして、今言っているようなフィンガーウェーブ、それを外すと外さないとかいう話、こういう場でしていいのですか。本当に大丈夫なのですか。

○成松課長 事務局でございます。

こういった実技試験に何がいいか、業界の中の共通認識をはかるというのと、あるいは実際に成り立ち得るかどうかという実現可能性の問題とか、そういう問題がありますので、逆にいうと、そういった実技試験をどうするかというのは恐らくこういった場でしか議論ができないと理解していますので、ちょっと時間の問題とかいろいろあるかもしれませんが、そういったつもりで、まさしく日本のこの業界を代表されるような方々に、あるいは試験の実施機関である代表者である皆さん方に御参画いただいていると、私ども、そういうつもりでお願いしているということでございます。

○宮崎座長 岩田構成員、お願いします。

○岩田構成員 国家試験制度を変えるということになると本当に大きいことでありますし、簡単なことではないというのは私自身も考えておりますし、まずは全体的な意見、アンケートというのを厚生労働省含めてとっていただいて、そして、ここにいる中心になる方たちに意見を聞いて、実際に本当にそれが必要だ、進むべきだとなったら、我々の意見としてですけれども、各、今活躍している重鎮の方たち、先生たち等も何人か選んでいただいて進めていくということもやっていくことが現実になっていくのかなと。このメンバーだけの部分というよりは、そういう方たちの意見も取り入れていくということが現実的に必要なのかなと思っています。

○宮崎座長 ありがとうございます。確かに、年度内ですから、どこかで大きな方向性ができるのかどうかというところがこの検討会のできるころまでかなと、正直、私も思っていますので、細かいところまでというのはとてもとても、正直なところ、3回でできる話では決してないと思いますので、一応大きな方向性がどうなのかというところで審議させていただければと思っているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

ほかに何か。

よろしいですか。

それでは、続きまして次第の5、今後のスケジュール案についてに入りたいと思いま

す。資料7について、事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

資料7を説明させていただきます。今後のスケジュール案をご覧ください。ただ今、座長からもお示しいただきましたが、今後のスケジュール案というところで、年度内に一定の方向性というところで考えておりました、今日の第1回検討会はキックオフという形、制度のお話と、主な検討課題の共有、討議について実施いただいたところです。

第2回の検討会につきましては、3月上旬で、本日いただいた意見、特にアンケート調査結果が出てまいりますので、それを踏まえて現場の内容が見えてくるところで、また議論をいただければと思っております。第1回と第2回の議論をまとめまして、第3回で方向性ということで具体的なものというよりは、大まかな方向性についてお示しいただければと思っております。

事務局からは以上です。

○宮崎座長 ありがとうございます。今後のスケジュールについてですが、事務局の説明や構成員からの意見も踏まえつつ、今は事務局提案の線で進めていく方向でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○宮崎座長 ありがとうございます。では、事務局提案の線で進めていくということにいたします。

次回の検討会では、本日いただいた御意見の整理と、アンケート調査の結果も出てくるということですので、その結果も踏まえて議論と方向性の整理を進めていきたいかと思っております。事務局のほう、大変でしょうけれども、準備のほう、よろしく願いいたします。

その他、全体に対して何か御意見ありましたらよろしく願いいたします。

全体の流れについて、よろしいですか。

ありがとうございます。予定の時間よりはちょっと早いということになりましたが、ここで閉会にしたいと思っておりますので、最後、事務局よりよろしく願いいたします。

○溝口課長補佐 本日は、ご審議をいただきましてありがとうございます。

本日の議事録につきましては、原稿ができ次第、各構成員に送付・確認をさせていただいた上で、厚生労働省のホームページに公表させていただきたいと考えてございますので、併せてよろしく願いいたします。

また、次回の開催につきましては、3月10日、15時半からの予定です。会場は、別途御連絡を申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第1回「美容師の養成のあり方に関する検討会」を終了といたします。本日は、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。